

10月以降の飲食業にご注意！？

消費税の増税が確実視され、軽減税率の対象になるもの、ならないものがニュース等で取り上げられています。軽減税率の対象とならないものとして、飲食店の店内飲食がありますが、どのように飲食業に影響するか、考えていきたいと思えます。

I 増税後の飲食業は注意

増税とともに導入されるものに軽減税率があります。飲食店の店内飲食については軽減税率の対象とされず、**売上にかかる消費税は10%、仕入にかかる消費税は8%（食材のみ・酒は10%）となり、同じ売上高**でも、以下のように消費税の納税が多くなります。飲食店は現金商売のところほとんどでしょうから、**納税までの期間は預りの消費税があるため、一時的に資金繰りが良くなったように錯覚し、納税時に驚くことになるかもしれません**。売上・仕入の差額部分は、税負担が1.35倍に増加しますので、預りの消費税を運転資金として流用することがないように、別の通帳等で納税額を積み立てても良いかもしれません。

	売上 (消費税)	仕入 (消費税)	納税額
増税前売上8%	10百万円(800千円)	3百万円(240千円)	560千円
増税後売上10%	10百万円(1,000千円)	3百万円(240千円)	760千円

II 簡易課税も検討してください

飲食業の場合、10月以降、上記のように売上にかかる消費税が8%から10%になります。**原価率、経費に変化が無ければ、納税額は増加する見込みが高くなります**。実際には、**仕入に酒類が含まれる場合や人件費以外の経費のうち、課税仕入れとなる部分の消費税は10%**となりますので、以下のようにシミュレーションして、**簡易課税のみなし仕入れ率（飲食業の場合は四種60%・納税は40%）**を適用した場合とどちらが有利になるか、検討する必要があります。

※税抜き経理で、仕入がすべて食材（軽減税率）、経費は人件費以外の課税仕入れを前提としています。

	売上 (消費税)	仕入 (消費税)	人件費以外の経費 (消費税)	納税額
増税前	40百万円(3,200千円)	12百万円(960千円)	10百万円(800千円)	1,440千円
増税後	40百万円(4,000千円)	12百万円(960千円)	10百万円(1,000千円)	2,040千円
簡易課税	40百万円(4,000千円)	12百万円(960千円)	10百万円(1,000千円)	1,600千円 (4,000千円×40%)

人件費以外の課税仕入れとなる経費に含まれる消費税を10%として見積もった場合に、原則課税と簡易課税で、どちらが税負担が軽くなるか、確認してください。**一般的に飲食業は人件費の比率が高く、増税後は簡易課税の適用を受けたほうが有利になる場合が多いものと思われ**ます。

簡易課税を選択する場合には、**適用しようとする課税期間の前課税期間中に「簡易課税選択届出書」の提出が必要**になります。これから決算月を迎える飲食業の事業者については、**来期の増税後の納税額のシミュレーションが必須**です。（簡易課税の適用は前々事業年度の売上高が5,000万円未満の場合に限ります）

III レジ対応はお済みでしょうか

飲食業の店内飲食については、消費税増税に伴い10%となるため、軽減税率の対象となるテイクアウト（持ち帰り）を検討される飲食業の方もいらっしゃるかもしれません。その場合には、レジで発行する**レシートに軽減税率の対象である旨（明細の項目ごとに※印などを付します）、税率ごとの合計金額を明記する必要があります**ので、こちらの対応も忘れずに行ってください。詳細は「区分記載請求書等」と税務署HPなどをご確認ください。